

令和元(2019)年度中小企業技術者研修

## 分析技術課程Ⅲ

# 「フーリエ変換赤外分光光度計による異物分析」

## — 受講者募集の御案内 —

フーリエ変換赤外分光光度計は、主にプラスチックやゴム、油などの有機化合物の定性分析に用いられる装置です。赤外顕微鏡を用いることで微量の試料の分析が可能であることから、製品に付着・混入した異物の分析など、品質管理分野において広く活用されています。一方、本装置を適切に活用するためには、基本原理や分析方法、得られた結果の見方などに関する知識や分析・解析技術が必要です。

今回の研修は、フーリエ変換赤外分光光度計を用いた異物分析について、講義と実習を通して習得していただきます。

本研修の趣旨を御理解の上、積極的に参加くださるよう御案内申し上げます。

栃木県産業技術センター

# 募 集 要 領

- 1 研修日時 令和元（2019）年 12 月 10 日（火） 9：15～16：45
- 2 研修場所 栃木県産業技術センター  
〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1－5－20  
とちぎ産業創造プラザ内
- 3 定員 8 名
- 4 受講料 中小企業者等（※）：6,400 円  
中小企業者以外：9,700 円
- 5 申込方法 別紙受講申込書により、ファックス又は郵送で下記申込先宛てお申し込みください。
- 6 受講者決定 申込締切後、受講者を決定いたします。原則として申し込み順に受講者を決定いたしますが、定員を超えた場合、県内中小企業者を優先し、また、同一企業からの受講者数を制限させていただくことがあります。受講が決定した方には、受講決定通知書及び受講料納入通知書を送付いたします。
- 7 申込先及び問い合わせ先  
栃木県産業技術センター 材料技術部（担当：大森、益子）  
〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1－5－20  
Tel:028-670-3397 FAX:028-667-9430
- 8 申込締切 令和元（2019）年 11 月 15 日（金）（必着）
- 9 その他 研修終了後、希望者には「フーリエ変換赤外分光光度計」の機器取扱ライセンスを登録いたします。

※中小企業者とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者（製造業の場合、資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下）をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当するみなし大企業は、中小企業者から除きます。

- （1）発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- （2）発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

## ■ 研修カリキュラム

### 分析技術課程Ⅲ「フーリエ変換赤外分光光度計による異物分析」

| 月 日       | 時 間             | 内 容                       |
|-----------|-----------------|---------------------------|
| 12月10日(火) | 9:15~9:30       | 開講式                       |
|           | 9:30~11:30      | 【講義】フーリエ変換赤外分光光度計の基礎      |
|           | 11:30<br>~12:00 | 【実習1】フーリエ変換赤外分光光度計による基本測定 |
|           | 12:00~13:00     | 休憩                        |
|           | 13:00~15:00     | 【実習2】赤外顕微鏡による反射測定         |
|           | 15:00~16:30     | 【実習3】赤外顕微鏡による透過測定         |
|           | 16:30~16:45     | 閉講式                       |

<使用装置> IR-Prestige (島津製作所製)

## ■ 講師

株式会社島津製作所 分析計測事業部

グローバルアプリケーション開発センター 光・観察 G

安保 寛一 氏

## ■ 交通案内



お車：JR宇都宮駅東口から東進、鬼怒川を渡り信号4つ目「刈沼町」交差点左折、約700m

バス：東武宇都宮、JR宇都宮西口から、JRバス「清原台入口」バス停下車、北に徒歩12分